

バラスト水管理設備規則

バラスト水管理設備規則

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 12 月 22 日 規則 第 62 号

2023 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2023 年 12 月 11 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2023 年 12 月 22 日 規則 第 62 号
バラスト水管理設備規則の一部を改正する規則

「バラスト水管理設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

4 章 臨時検査

4.1 一般*

-4.として次の 1 項を加える。

-1. 臨時検査では、バラスト水管理設備等及びそれに係る装置等の改造もしくは修理の程度に応じ、当該設備等に対する登録検査に準じて検査を行う。検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

-2. 有害水バラスト処理設備の新規搭載、変更及び交換を行った船舶に対しては、**2.1.3**の規定に準じて臨時検査を行う。

-3. 前-2.により **2.1.3**の規定に準じて検査を行う船舶であつて、その完了が 2022 年 6 月 1 日以降の船舶に対しては、**2.1.3-2.(10)**にいう確認を検査に含める。

-4. BWMS コードにより規定される主要構成機器の変更及び交換が行われた設備は、新規搭載されたものとみなし、**2.1.3-2.(10)**にいう確認を行い、国際バラスト水管理証書の書換えを受ける。

附 則

1. この規則は、2023 年 12 月 22 日から施行する。